

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第45号

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の <u>125</u> 」とあるのは「100分の <u>165</u> 」とする。	(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の <u>130</u> 」とあるのは「100分の <u>170</u> 」とする。

第2条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第	(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第

53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(総務部人事課)